

質疑・回答書

告示番号		件 名	赤坂上池公園外施設再整備工事
No	質疑事項		回 答
	桁等購入費の対象になっているものがあればご教示ください。		大型遊具(平塚公園)については、桁等購入費の対象となります。 また、身障者対応トイレ(赤坂上池公園)については、積算上、工場原価として取り扱っています。
	積算単価が記載されておられませんのでご教示ください。		使用単価は以下のとおりです。 ・建設物価、積算資料 / 平成27年4月 ・土木コスト情報、土木施工単価 / 平成27年春号 ・建設工事積算基準 / 平成26年度版 ・大阪府資材調査単価 / 平成27年度版 ・大阪府資単価(労務単価) / 平成27年度版
	設計書や特記仕様を確認したところ、建築計画通知業務についての実際の業務内容がどういったものなのかわかりませんでした。仕事の内容をご教示下さい。		トイレの設置工事に建築確認申請(計画)通知が必要であるため、製品に関する図書等(立面図、配置図)はメーカーが作成しますが、下記の業務の一部を建築士に代行(補助)していただきます。 ①確認申請(計画通知)書類作成業務 ②工事監理業務
	豊中市のHPより最低制限価格の算出が公表されていますが、そこに一般管理費後に計上される諸経費対象外の項目についての記述がありません。諸経費対象外の最低制限価格の算出をご教示下さい。		今回発注の諸経費対象外として積算している項目に関しては、現場管理費として取り扱って下さい。

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
FAX 06-6858-7225
E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp